③　①の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に1.075を乗じた量以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均副生燃料起源排出量が割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量に0.925を乗じた量未満である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準副生燃料起源排出量を割当年度の基準副生燃料起源排出量とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準副生燃料起源排出量の算出に当たっては、当該影響を受けた年度の副生燃料起源排出量を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとの副生燃料起源排出量を平均した値とする。

㈠　災害等により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準副生燃料起源排出量の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

④　副生燃料起源排出量は次の㈠及び㈡に掲げる量を合算した量から、㈢に掲げる量を減じた量とする。

㈠　特定事業活動（次の表の上欄に掲げるものに限る。）における副生燃料使用量（自社の他の工程又は他者から供給されたものに限る。）に、副生燃料の排出係数（施行規則第６条第１項の表の１の項の第２欄に掲げる副生燃料の使用の区分に応じて、それぞれ同表の第４欄に掲げる係数をいう。㈡及び㈢において同じ。）から業種平均排出係数（同表の上欄に掲げる特定事業活動の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める係数をいう。）に0.85を乗じて得た値を減じた値を乗じて得た量

特　定　事　業　活　動	業種平均排出係数
主務省令第２条第２項第１号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	0.0417
主務省令第２条第２項第２号のパルプ化工程及び製紙工程に係る事業活動	0.0731
主務省令第２条第２項第３号のソーダの製造工程のうち電解工程に係る事業活動	0.0840
主務省令第２条第２項第５号イのエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程に係る事業活動	0.0517
主務省令第２条第２項第６号の石油精製工程に係る事業活動	0.0634
主務省令第２条第２項第８号の板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動	0.0665
主務省令第２条第２項第９号のガラスびんの製造工程に係る事業活動	0.0501
主務省令第２条第２項第10号のセメントの製造工程に係る事業活動	0.0620
主務省令第２条第２項第11号の生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動（原材料起源二酸化炭素に係るものを除く。）	0.0547
主務省令第２条第２項第13号イの電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動	0.0727
主務省令第２条第２項第14号イの電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動	0.0782
主務省令第２条第２項第15号イの半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	0.0520
主務省令第２条第２項第15号ロの半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動	0.0521
主務省令第２条第２項第16号の乗用自動車の製造工程のうち塗装工程に係る事業活動	0.0511
主務省令第２条第２項第17号の発電に係る事業活動（沖縄県において行われるもの及び離島において行われるものを除く。）	0.0702
主務省令第２条第２項第17号の発電に係る事業活動（沖縄県において行われるもの（離島において行われるものを除く。）に限る。）	0.0826

㈡　特定事業活動（活動量が燃料使用量であるものに限る。）及び特定事業活動以外の事業活動における副生燃料使用量に、副生燃料の排出係数を乗じて得た量

㈢　特定事業活動（主務省令第２条第２項第４号のカーボンブラックの製造工程に係る事業活動及び主務省令第２条第２項第12号イの高炉による銑鉄の製造工程に係る事業活動に限る。）に伴い発生した副生燃料のうち他者に供給した副生燃料の量に、副生燃料の排出係数を乗じて得た量

⑤　基準副生燃料起源排出量を算出するに当たって、副生燃料起源排出量が算定できない場合には、次の㈠から㈢までに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれ㈠から㈢までに定める方法により副生燃料起源排出量の推計値（以下この⑤において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、基準副生燃料起源排出量を算出することができる。この場合において、当該事業者は、届出年度の届出の日までに、当該推計値の算出方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

㈠　推計値の算定の対象となる期間が１日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後１日ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を時間平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

㈡　推計値の算定の対象となる期間が１日以上１月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後１月ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を日平均した値から、その平均値に対する標準偏差に２を乗じた値を減じた値に、推計期間（単位は、日とする。）を乗じる方法

㈢　推計値の算定の対象となる期間が１月以上の場合　推計期間が属する年度の前２か年度中の各年度ごとの当該事業活動に伴う副生燃料起源排出量を平均した量に、推計期間を当該推計期間が属する年度の年間総日数で除した値を乗じる方法